

平成 24 年 1 月 27 日（平成 23 年度第 16 号）

全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局
〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
E-mail info@z-hoikushikai.com
http://www.z-hoikushikai.com

本ニュースは、全国保育士会委員、監事、都道府県・指定
都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ（案）が示される
児童虐待の防止に関し総務省が厚労省・文科省に改善勧告

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案) が示される ～ 次回の基本制度ワーキングチームを経て法案を上程予定～

- 総合施設(仮称)施設から総合こども園(仮称)に
- 一定の要件を満たした株式会社、NPO法人が総合こども園(仮称)に参入
- 総合こども園(仮称)会計から株主への配当は一定の上限を設けることを前提に認める
- 保育所は、一定期間後(3年程度)、総合こども園(仮称)に原則移行
(*3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く)

去る 1 月 20 日(金)、子ども・子育て新システムの基本制度ワーキングチーム(以下、「WT」という)第 19 回会合が開催されました。前回(第 18 回)からの新たに記載された主な項目は上記のとおりです。

全国保育協議会は次頁の意見書を提出し、菊池副会長からは、私学助成の存続は反対であること、地方版子ども・子育て会議(仮称)は必置とすること、今後、政省令に記載すべき内容の検討に係者を参画させること等について意見を表明しました。

また、総合こども園の目標が、「健康 人間関係 環境 言葉 表現 養護」と示されていること(資料 3 の 3 頁参照)について、委員より「5 領域プラス 6 番目に養護と記載されているが、養護はすべての根幹であることをこども指針(仮称)WT で議論してきた。養護は教育内容の 5 領域との横並びではなく、総合こども園(仮称)の保育の営みの根幹として位置づけられるもの。学校教育法 22 条～28 条には 5 領域に対応した内容が書かれているが、保育の部分の関わり方は議論されないまま法令上に明記することは同意できない。」との意見が出され、重ねて「教育・保育の根幹にかかわることは、こども指針(仮称)WT を開催して検討を行うか、あるいはこの基本制度WT においてきちんとした議論をすべきである。」との意見が出されました。今後、学校教育と保育(養護と教育)について詳細に議論し、法令上に位置付けていくことが重要であり、注視するとともに、国の子ども・子育て会議やこども指針(仮称)WT 再開の際に必要な意見をさらに重ねていくことが求められます。

なお、園田座長からは、月内に第 20 回の会合を開催し、今国会に上程する法案の最終とりまとめを行いたいと、今後の予定が示されました。

当日配布資料ならびに議事の中継は、内閣府の少子化対策ホームページからご参照いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)への意見

全国保育協議会

全国保育協議会は、「子ども・子育て新システム」について、次代の日本を担うすべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けることができる一体的な改革として「子ども・子育て新システム」が実現できればとの思いから、基本制度ワーキングチーム等の議論に参画してきた。

「子ども・子育て新システム」は、基本制度案要綱(平成 22 年 6 月 29 日、少子化社会対策会議決定)で示された「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を、利用者(子どもと子育て家庭)本位を基本とし、社会全体(国・地方・事業主・個人)による費用負担や子ども家庭省(仮称)の創設等、政府の推進体制・財源の一元化等の制度の根幹たる事項をロードマップ(工程表)に明確に示した上で、一体的に実現すべきである。

全国保育協議会は、あらためて基本制度案要綱に沿った制度設計を要望するとともに、国に設置される子ども・子育て会議(仮称)は、基本制度 WT 委員の参画をもって構成すべきである。

本日示された基本制度とりまとめ(案)には次のような課題がある。意見をふまえた制度設計をいただきたい。

1. 「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」の児童福祉としての役割維持

- ・すべての子どもたちが質の高い学校教育・保育を受けられるよう、保育所が果たしてきた機能を継承し、「こども園(仮称)」ならびに「総合こども園(仮称)」に児童福祉としての役割が維持されるように法定すべき。
- ・子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して、すべての子どもの育ちと最善の利益を保障すべき。

2. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき

- ・十分な量の財源確保と制度施行は一体不可分であり、恒久財源の確保なきままに新システムが施行されることは認められない。
- ・制度施行における質の改善・向上に係る項目については、消費税制の段階的な引き上げにともなうての実施事項や実施目標年度やその値等について明示すべき。
- ・安定的・恒久的財源の確保によって保育の提供を図ることが必要不可欠であり、保育所運営費の一般財源化は認められない。

3. 手厚い支援を必要とする子どもへの対応を強化・充実するべき

- ・被虐待児童や障害がある子どもも含め、すべての子どもが利用できるように、応諾義務を必須とすべき。
- ・こども園給付(仮称)で、質の確保・向上が図られた国が定める基準に基づく学校教育・保育を提供するために必要な水準をすべての子どもに保障し、実費以外の上乗せ徴収を認める等、利用者にとって制度利用の妨げとなるような費用負担が生じない制度とすべき。
- ・低所得者に対する補足給付については、地域格差が生じない制度設計とすべき。

4. 市町村の関与を法で明確に定めるべき

- ・公的責任のもとにある現行制度の有効性を反映させ、質と量を確保した子どもの育ちを保障する環

境を実現するために、基本制度案要綱において記載された市町村の責務を明確に法に定めるべき。

必要な子どもにサービス・給付を保障する責務

質の確保されたサービスの提供責務

適切なサービスの確実な利用を支援する責務

サービスの費用・給付の支払い責務

計画的なサービス提供体制の確保、基盤の整備責務

5. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない

(1) 子ども・子育て包括交付金(仮称)について

・地域の子育て環境やニーズに応じた効果的な運用を可能としつつ、保育や子どもの発達保障に地域格差を生み出すことがない制度設計とし、子ども・子育てに確実に使われる仕組みを制度上で担保すべき。

(2) 指定制について

・子どもの健やかな育ちを保障するために、導入が予定されている指定制における基準は、現行の基準を上回る基準とし、保育の質の向上が実現されるものとするべき。

・具体的な質の確保、向上の事項として、開所時間中の職員配置の充実、グループの小規模化や保育教諭(仮称)の研修時間・教材準備時間の確保ならびに、保育士の処遇改善が実現されるべき。

・上記については、本とりまとめに具体的項目を整理して明記すべき。

(3) 繰入れ・剰余金の取り扱いについて

・子どもに供するため、社会全体(国・地方・事業主・個人)から拠出された財源が、一般の企業活動や配当をもって外部に流出することは、拠出者の理解が得られない。

・こども園(仮称)における繰入れは、学校・社会福祉事業の範囲に限定し、子どものために使われることを確実にする必要がある。

(4) 公定価格について

・公定価格へ施設の減価償却費の一定割合に相当する費用を算定することは、撤退時の資金や資産の取り扱いに公の支配が及ばない主体についても子どもに係る事業の再生産たる施設整備を支援するための費用が支出されることになり、認められない。

・賃借や公有資産を活用した事業運営については、相応の公定価格が算定されるべき。

(5) 私学助成の継続について

・平成24年1月6日に閣議報告された社会保障・税一体改革素案に提示の「給付システムと施設の一体化」を前提に、「幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度の構築」を実現するため、制度として普遍的に私学助成を残すべきではなく、時限を切った制度運用が図られるべき。

・具体的には、「財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園(仮称)への移行を促進」を強化し、待機児童解消が達成できる仕組みとすべき。

(6) 地域型保育給付(仮称)について

・地域型保育(仮称)を充実することによる都市部の待機児童対策において、面積基準を「参酌すべき基準」とすることは、質を確保した子どもの育ちを保障する環境が担保されず、認められない。

(7) 地方版子ども・子育て会議の設置について

・指定・認可権者と一体として、設置必須と法定すべき。

6. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

・「総合こども園(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべき。

7. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき

- ・保育の認定を受けない長時間利用については、現状、幼稚園での預かり保育が保育機能と同等の性格を有することから、利用者負担は総合こども園(仮称)利用者と同等にすべき。

議事内容(進行:園田内閣府政務官) (作成:事務局、敬称略)

(1)園田座長あいさつ

みなさまのご協力により、成案に向けてこれまで提出していただいた意見や資料等を踏まえ、事務局でとりまとめてきた。このとりまとめ(案)について、みなさま方から再度ご議論をいただきたい。

(2)出欠状況・資料の確認

事務局より、資料 1、3、4 について一括して説明

(3)意見交換

園田座長

先進的な取り組み事例について説明があったので、まず自治体の方からご発言をいただいて、その後、他の委員からご意見をいただきたい。

尾崎委員(全国自治会)

第 1 点は、地方の裁量権の拡大をお願いしたい。先ほど資料 4 で各自治体の先駆的な取り組みについて取り上げていただいた中で高知県奈半利町は、高齢者と子どもたちが一緒に集っている。高齢化率 50%を超えるような中、山間地域では制度ごとに社会福祉サービスを供給しようとしても量的に揃わない、採算が合わず民間参加が進まないのが、社会福祉サービスを維持するためには縦割りを排除することが重要。資料にある「あったかふれあいセンター」は高齢者の集いの場であり、相談の場であり、その場で子育てもする、さらには障害者の方も受け入れ、それぞれは小規模であるが多機能型の施設を設けている。このようにそれぞれの地域で、それぞれの実情にあった形での、子育て支援サービスの提供には、裁量権の拡大が必要であり、参酌すべき基準と従うべき基準としているものの整理をお願いしたい。

第 2 点は、子ども・子育て包括交付金について、子どもの手当、こども園給付、市町村事業に対する給付の性格に応じて、義務的経費系のもの、裁量的経費系のものを明確に区分整理していただいたことは、ずっと主張してきたことであり評価したい。

1 点だけ質問だが、資料 1 の 42 頁の 3 つ目の「費用負担の検討に応じて、区分経理の必要性を検討(P)」とあるのは、どういう意味なのか。いずれにしても区分経理をし、その上で補助金の交付要綱等の具体的な制度設計の際には一括交付金化の議論も全体として行われている中で、市町の裁量権の拡大に寄与する弾力的な運用が可能になるような補助金にしてほしい。

第 3 点は、関係者、地方との丁寧な議論をお願いしたい。地方の特に大変となる問題として、資料 1 の 43 頁に「新システムの国・地方の費用負担(P)」とあるが、この部分が非常に大きな論点になっていくと考えている。この国と地方の費用負担の問題について、協議を行っていただきたい。

事務局

資料 1 の 4 頁の費用負担の件について、国において一般会計になるか、特別会計になるかという、国の会計の話である。

尾崎委員(全国知事会)

国の所管で法律上の総合調整権限を内閣府に置いて持たせるという、一つの窓口をとということから一歩前へ踏み込んだ、厚労省等への総合調整権限を持った一元的な組織を設けるのだという、これは大きな進歩ではないかと思う。

園田座長

国と地方の費用負担についてはしっかり調整をさせていただきたい。

清原委員(全国市長会)

5点意見を述べさせていただく。第1点は認可としての主体について、こども園(仮称)に係る指定・指導監督権限については、全国市長会の立場としては相対的には案2に賛成したいと思う。すなわち、指定・指導監督の主体が都道府県を基本としつつ、市も指定・指導監督の主体とするということ。自治体の規模によっては指定・指導監督に係る事務、あるいはそれに対する体制に大きな負担が生じることもあることから、特に指導監督という業務について都道府県による支援をお願いしたい。すべてが市町村に委ねられることが地域主権ではなく、広域自治体である都道府県のこれまでの経験、力というものが大変重要だと思っている。総合こども園(仮称)に係る認可・指導監督権限について、認可・指導監督の主体は都道府県を基本とし、大都市特例を設け、都道府県・指定都市および中核市とする、これは現行の保育所等の制度と照らし合わせ、妥当ではないかと思っている。

2点目の論点は、指定基準と認可基準について、25頁以降は地域型保育給付(仮称)の基準は、市町村は実施主体としての責任を負うこととなるが、とりまとめ(案)の3頁冒頭、市町村(基礎自治体)が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築すると書いてあるところは極めて重要だと思う。市町村は実施主体としての責任を負うこととなるが、行政責任を負うにあたって裏付けとしての国の基準がある程度は地域主権を進めていく上で、一定のナショナルミニマムがあるということは両立する。国が示す基準がなくてはナショナルミニマムは保障されないの、すべての子どもがどこの地域に暮らしても同様の一定のサービスとしての基準が今回示唆され、その上で参酌基準として地域の独自性や裁量権が委ねられるということは重要。避けなければいけないのは、地域の独自性を尊重することの為に、地域格差が容認されないようにしなければいけない。なお付け加えると、これらについては法案が成立したら、基礎自治体が条例化すると書かれている。条例化するには一定の期間が必要であり、地域は二元代表制であることから時間的な配慮を加えていただきたい。

3点目、市町村事業、子ども・子育て支援事業(仮称)について、子育て支援交付金対象事業を新システム対象事業として位置付け、包括交付金を対象とすることが重要なポイントである。放課後児童クラブについては、地域主権の観点から申し上げると、案1がめざすべき方向性であるが、現場の状況を考えると、当分の間は案の3が必要ではないかと思う。放課後児童クラブ事業は、放課後こども教室事業との一体的運営の整理ということも可能になっていることも付け加える。併せて、資料1の37頁の実費徴収に係る低所得者に対する個人への補足給付については新しい課題であり、市長会としてはもう少し時間をいただいて検討したいと思っている難しい項目である。

4点目、資料1の41頁の子ども・子育て包括交付金(仮称)の区分について、子どものための手当、こども園給付(仮称)及び地域型保育給付(仮称)、市町村事業(子ども・子育て支援事業)の3区分が示された。国庫負担金と国庫補助金として交付されるということで3つの区分がされた。これは市長会の主張を反映していただいた。ただ、公立こども園(仮称)の財政的措置は引き続き課題である。公立総合こども園(仮称)の財政的措置については市町村の10/10という案が示されているが、現在の状況では公立の施設の開設や運営についてはインセンティブが全く働かない制度となり続けているので、市長会としては更なる工夫をしていただきたい。

5点目、計画策定と関係当事者の参画・関与について、都道府県の新システム事業支援計画においては、新たな給付事業を実施する上で必要な取り組みについて必須記載事項とするとされている。新システムを実効性のある制度にするために、実施主体としての市町村はもちろん、都道府県においても必要な取り組みとして、広域自治体として責任を果たす姿勢が明確に示されることで、都道府県と連携してより良い実施ができる。新システムを実効性のある制度とするために、市町村新システム事業計画(仮称)の記載事項についても、方策等を必須事項とする場合には、具体化・実質化を図るためには準備期間の確保が必要だということだけ申し上げる。国の責任として制度を構築し、ナショナルミニマムを保障するという、都道府県は広域自治体として、特に広域調整あるいは市町村支援、重要な社会的養護を必要とする子どもへの支援等を確実に実施していただけるということが相まって初めて、実施主体としての市町村が責任を果たせると思う。地域主権ということは極めて重要だが、市町村だけの責任を考えるのではなく、裏付けとしての国、広域自治体である都道府県が重層的に支援するという仕組みであることによって担保されるということ、今日の案はかなり強調して書き込んでいただいている。実質化を願いたい。法案が成立した後、計画を5年間、総合こども園(仮称)への移行を3年間と年数の

目安も示された。これは施設を運営する立場に立って、限りなく、それでも早い年数を示していただいた。併せて、基礎自治体の日程、計画策定の日程、当事者参加を確保するために必要な日程などについてのスケジュール感も再確認していただきたい。

渡邊委員(全国町村会)

4点申しあげる。指定・指導監督の主体について、案の2の都道府県を基本としつつ市をその主体と位置付けることに疑問を感じる。人口5万人以下の市は約250あり、一方で3万人以上の町村は約70ある。また、一番人口の少ない市は4000人程度、人口の多い町村では5万人以上もいる。実態を踏まえず市、町村という名称だけで切り分けることは容認できない。すべての市町村とするのは無理があるが、町村も主体となれるという選択制を課してもよいのではないか。放課後児童クラブの位置づけおよび基準は、地域主権の観点から案の1にすべき(事務局追記：[案の1] 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉体系に設定する。国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。国が定める基準については、「参酌すべき基準」4とする)。私学助成については、新システムがめざす幼保一体化の移行の妨げとなるとこれまでの意見を述べているが、反映された内容となっていない。保育所の移行期間は3年とする一方で幼稚園は移行しない選択肢を残すことは、いつまでも指定を受けない幼稚園が存続できることになる。再考いただきたい。国の所管について、移行する期間は内閣府、厚労省、文科省となるが、子ども家庭省(仮称)に一元化する時期を明示すべき。

山縣委員(大阪市立大学)

総合こども園(仮称)を学校教育法に位置付けることについて再度検討いただきたい。本日の資料で教育基本法に当てはまらない事項として挙げられた、6条の設置主体は附則の例外規定で対応できる。それが無理であれば例外規定は当分の間ではなく有期とすることのほうが整合性がある。設置基準や目的について保育の定義の問題に過ぎない。学校教育法における幼稚園の目的は保育であり、そのことを否定すると矛盾が生じる。教育基本法においても、仮に、独立した総合こども園法を策定するのであれば、今後中心的な就学前の教育機関であり学校教育法に基づく対等な機関として位置付けた法規定とすべきである。名称独占について、総合こども園(仮称)に移行しても当分の間は幼稚園の名称を使用することを可能としたら、親の混乱も解消できる。

総合こども園(仮称)への移行について、幼稚園と保育園の書きぶりに差がある。システムの枠外にある幼稚園の存続はこれまでも反対してきているが、市町村の関与の方策を示すことが必要。例えば、10年度に子どもの数が減少してから新システムへの移行に調理室の整備を支援することのないよう、逆インセンティブとして幼稚園固有の整備費は有期にするべきである。また、国の将来方向を示すものとして、国立大学の附属幼稚園も総合こども園(仮称)に移行することを前提とすべきである。資料1の45頁にある幼稚園の機関補助の対象となる預かり保育は、個人給付に組み込まれることになるのか、確認したい。

すべての子どもに関する状況が市町村の視野に入っていることが大事であり、市町村新システム事業計画(仮称)はこども園(仮称)対象の施設だけではなく、新システムの枠外の幼稚園の状況を把握することも明示する必要がある。障害児保育においても同様であるが、ただし財政的支援は市町村では無理があり組み込めない。

子育て支援コーディネーターは総合的な子育て支援として利用者からみた場合、要の存在であり市町村の役割にしっかりと位置付けることが必要ではないか。資料1の16頁にある需給調整に記載のある夜間保育は、子ども・子育て支援事業(仮称)に記載がないので検討いただきたい。また、国の管轄について、子ども家庭省(仮称)には、新システム内の保育所、幼稚園を含め就学前すべての子どもに関して内閣府において所管することが必要。居宅訪問型保育については、これまで議論をしていないが、要保育認定の対象サービスとなると、日々の保育が前提となる。従来のベビーシッターとは異なるので具体的な検討をお願いしたい。

菅家委員(日本労働組合総連合会)

指定・指導監督の主体について、新システムの主体は市町村であることを踏まえ、指定制度の主体

は市町村とし、都道府県は支援する仕組みする。資料1の11頁にある市町村の関与の仕組みに関して、調整・あっせんと措置の中間として当該施設・事業者に対して子どもの利用の要請を加えたことは評価する。放課後児童クラブは社会的ニーズがあり、システムに位置付けられたことは評価するが、制度化されないまま、市町村に事業を委ねてきた結果さまざまな課題が顕在化したので、全体の底上げを図ることが必要。

事務局(山縣委員の意見に対して)

総合こども園(仮称)と学校教育法の関係について、学校教育法の設置主体は国、地方自治体、学校法人でありそれ以外の主体については例外規定において当分の間としている。総合こども園(仮称)のさまざまな設置主体を例外規定は適用できないため、教育基本法第6条学校教育の位置づけとし、同法第11条に記載のある幼児期の教育の条文で保育所の保育が該当する。

法律上の仕分けでは学校教育法は純粋に学校を規定しており、総合こども園(仮称)は、学校であると同時に保育を行うところであるので、教育基本法における位置づけとした。資料3の4頁の参考2のさまざまな法律においても、総合こども園(仮称)を学校として適用しよう調整しているところである。

山縣委員

教育基本法第6条の学校の性格は理解したが、やはり総合こども園(仮称)で行うのは教育ではないと解釈される。第6条に新たに3項として総合こども園(仮称)における教育を入れるべきではないか。

事務局

学校教育法第1条において学校の規定があり、幼稚園から大学、高等専門学校まで8校を学校としている。それを受けて教育基本法があり、第6条において学校教育が規定されている。総合こども園法においては、教育基本法第6条で定める学校として教育を行うということを記載する。

無藤委員(白梅学園大学)

教育基本法第11条に幼児期の教育を規定しており、幼稚園、保育所、家庭教育と極めて広範囲である。

両角委員(明治学院大学)

放課後児童クラブの位置づけや基準は案の3を支持する。(事務局追記:[案の3] 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉体系に設定する。国が定める基準は、現行の事業実態を踏まえ、弾力的な基準を規定することとしつつ、職員の資格、員数等は所要の経過措置を設ける。)放課後児童クラブは、子ども・子育て支援事業(仮称)の対象となっているが、毎日一定の時間を同じ場所で過ごすことから、こども園(仮称)の指定のように、保護者への情報開示の義務化等共通のルールが必要であることを明記する必要があるのではないかと。また、子ども・子育て会議(仮称)は市町村での設置が必要。市町村の規模によるが、小規模の場合は適用の除外や広域設置などの対応を図るといった方法が考えられる。

また、当事者の声を反映させる、費用の流れ、苦情対応など、当事者が計画の策定に参加する仕組みがあることで、ニーズに合った適切な運用が可能となり、地方自治の信頼性を高めることになる。まずはそういった仕組みを整えることが大事である。

池田委員(全国国公立幼稚園長会)

市町村新システム事業計画(仮称)に、幼児期の学校教育の振興、教育部分の充実が図られる方策の事項を明記していただきたい。また、子ども・子育て会議(仮称)には、(教育関係者等)メンバー構成についてご検討いただきたい。公立施設は、これまで市町村の課題を受けて幼児教育の対応をしてきている。市町村10/10という厳しい状況についてご検討いただきたい。

秋田委員(東京大学大学院)

国の所管と組織体制について、子ども・子育て支援法(仮称)は企画立案から執行までを内閣府において一元的に所管し、文科省や厚労省との調整や総合調整を図る機能を有することになるが、具体的な内容が不明確である。資料2の102頁にある内閣府を中心とした子ども・子育て新システムに関する一

元化体制のイメージ図では、幼保一体化推進統括室(仮称)で担当することになっているが、小さい組織で所管するという印象である。今後長期的に担える組織体制を内閣府内の設置し推進体制を敷いていただくことが国の責任所在を明確にすることになる。

これまで、総合こども園(仮称)は幼保一体化の目的として学校教育法の1条学校になるとの説明をうけてきた。法制上、学校教育と保育の両面を学校教育法に記述することが困難であることは理解できるが、総合こども園法を読まないで総合こども園(仮称)が学校であることがわからない。総合こども園(仮称)が学校教育体系の一連の流れに位置付き乳幼児期の保育教育がその後の学校教育の基礎を培うことを一般の人々に知ってもらうための方法をご検討いただきたい。

資料3の3頁にある総合こども園法の目標では、5領域プラス6番目に養護と記載されているが、養護はすべての根幹であることをこども指針(仮称)WTで議論してきたことである。養護は教育内容の5領域との横並びではなく、総合こども園(仮称)の保育の営みの根幹として位置づけられるもの。学校教育法22条~28条には5領域に対応した内容が書かれているが、保育の部分の関わり方は議論されないまま法令上に明記することは同意できない。0~2歳児の児童福祉法上にあたる保育についても総合こども園法に養護と教育の一体的展開として一貫として行われるものであることを記していただきたい。教育・保育の根幹にかかわることは、こども指針(仮称)WTを開催して検討を行うか、あるいはこの基本制度WTにおいてきちんとした議論をすべきである。

法案の枠組みの取りまとめ(案)では、質の確保については書き込んでいただいているが、質の向上についての記述は数箇所文字のポイントも小さい。今後の検討事項となっている。現行制度をよりよくするためには質の向上を新システムにどう位置づけるかという検討を行ったが、薄まっているという印象がある。多様な事業者の参入議論はいろいろあるが、第三者評価の受審や参入要件に常勤で一定以上の経験を有する保育者の配置を省令等に明記し定める必要がある。保育者の質の向上は研修制度だけではなく養成制度において幼稚園教諭と保育士登録の二元システムについて今後も続くのかどうかの議論は必要である。

国が定める基準は、現行より下がらないような基準設定が必要。地方分権一括法により大都市特例が設置されているが、新システムとして水準の設定をすべきである。

園田座長

指摘事項については、次回に応えたい。

菊池委員(全国保育協議会)

市町村の権限と責務を法律上に位置づけていただいたことに感謝する。児童福祉法24条の実施義務についての成り行きに不安をいただいていた関係者も多い。

私学助成を残すことは何度も申しあげますが反対である。それでも仮に残した場合は、時限を切っただきたい。本来めざした基本制度案要綱に沿った幼保一体化を実現することが大事である。地方版子ども・子育て会議(仮称)については、新システムを実効性のあるものとするためにも、地方における子ども・子育て会議(仮称)への期待は大きく、規模の小さい自治体は広域設置するなどの選択肢を設けるなど、ぜひ義務化することを再考していただきたい。質の問題は社会保障と税の一体改革と併せて段階的に実施されるとあるが何から取り組んでいくのかその内容を具体的に示していただき、記述することを希望する。また、質の確保の観点化から地域型の保育について居室の面積は参酌基準となっているが、子ども集団が小さいと同じ面積基準でも窮屈感があり質の確保の観点からも従うべき基準としていただきたい。

総合こども園(仮称)の職員配置について、既存の職員配置に準じておりその具体的な役割があるのなら否定するものではないが、学校薬剤師をおくことは現実的ではないと思われる。また、新たに確保することも大変であり特例規定等の考慮をしていただきたい。

今後、政省令に向けて具体的内容の検討が行われることになるが、引き続き関係者の意見を具体的に反映できる場の設置をについて、とりまとめに書き込むことをご検討いただきたい。

北条委員(全日本私立幼稚園連合会)

言葉の定義については何度も申しあげている。教育、保育、サービスの3つの概念について整理が必

要、幼稚園関係者、保育関係者、一般の国民それぞれにずれが生じる。制度として私学助成が存続することはありがたい。しかし、新システムが施行されたとき、幼稚園から総合こども園（仮称）、こども園（仮称）、そのまま、というそれぞれの具体的なシミュレーションが見えない。子どものための法律であり、現場が混乱しないよう、質の向上が図られるよう努力をお願いしたい。5点について意見を申しあげる。第1点は、総合こども園（仮称）の基準は当初、幼稚園と保育園の基準の高いほうとしていたが、認定こども園の基準へと後退した。学校としての性格を有する以上、経過措置は必要であるが学校としての最低基準である幼稚園の設置基準を満たすことは当然である。第2点は、幼保、公私間の公平性の確保に向けて、質の向上と地方負担の改善のために公費負担を増加させること。第3点は、こども園給付は、法定代理受領として個人給付されるが、その仕組みと必要性について説明いただきたい。個人給付は、給付の対象である子どもにとって公平なものである。親の就労の有無や時間等で子どもの格差が生じることは容認できない。保育を必要としない子どもには現金給付を行うべきである。第4点は、ワーク・ライフ・バランスは子どもをめぐる状況が悪化している中、改善していくためには保護者が子どもとより多くの時間を過ごすことができるよう、位置づけることが大事である。第5点は、幼児教育を国の基本方針、都道府県の新システムの事業支援計画、市町村の事業計画に幼児教育を書き込む必要がある。また担当部署を定め国家戦略として幼児教育の充実を推進する体制を構築すべきである。

山口委員(日本育成協議会)

設置主体について、一定の要件を満たした株式会社、NPO 法人が認められたことについて賛同する。これにより、株式会社の参入を規制する法的根拠はなくなった。また、質について、質は確保ではなく向上することが大事であり、こども園（仮称）における監査、監督等において質の低い事業者は設置主体を問わず排除いただきたい。質については、保育者の質の向上が9割以上を示すと思われ、公費の増額をお願いしたい。保育者の養成における現場研修は、今後は公費が入っているこども園（仮称）もその対象となることは当然である。配当についても、総合こども園（仮称）から株主への配当について、一定の条件を設けるものの認められたことについて賛同する。

坂崎委員(日本保育協会)

新システムの目的の一つである待機児童の解消において、現行制度で一定数の待機児童がいる市町村は保育計画の策定義務が法制化されているが待機児童の改善がされない。新システムにおいては、保育の認定が行われた子どもは確実に保育が保障されるよう市町村の実施義務は法制上強固な規定とすべきである。また、こども園給付の用途制限については、個人給付は公費であり、保育の質が確実に保障されるよう運営段階において必要な規制を行うべきであり、株主への配当は求めるべきではなく、他会計への繰り入れは厳しい制限が必要である。認可と指定・指導監督の主体は、都道府県を基本としつつ大都市特例を設けることとする。

こども園給付（仮称）は、公定価格制度による給付の一体化を目指しており上乗せ徴収は、設置主体により異なる扱いとするのではなく、統一的な取り扱い基準を定めるべき。

総合こども園（仮称）は、3歳未満児の受け入れや開所時間等の施設運営事項について一定の統一した基準を定めることが必要。職員配置は、現行の幼稚園と保育所では基準に大きな違いがある。総合こども園（仮称）における職員配置については既存の制度からではなく、施設の機能に応じた新たな職員配置とすべきである。特に3歳未満児の保育ニーズや感染症等健康や保健の観点から看護師の配置等も検討いただきたい。費用負担について、こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は負担金として、国と地方の費用負担の割合は、1対1とすべきである。また、各委員より出ているが、用語の整理は共通の認識に立つためにも整理していただきたい。

奥山委員(NPO 法人子育てひろば全国協議会)

地方版子ども・子育て会議（仮称）の設置は義務化していただきたい。今の子育て世代は新システムで何が大きく変わったのか、自分たちはどう参画できるのかという関心があり子ども・子育て会議（仮称）に出席し政策決定にかかわれることは大きな目玉となるので、会議体の役割をきちんと位置づけて取り組んでいただきたい。また、子育て支援コーディネーターは、親支援等生活全般の支援が必要であることが見えてくる。社会資源をつなげていくことや情報提供など大きな役割があり、そのことを明示して

いただきたい。

田中委員(日本商工会議所)

財源確保は、事業主支出は論点にもなっていない。社会保障と税の一体改革と併せて国民負担率を示すこと、社会保険料の負担は事業主にとって限界に近づいている。全体のバランスをとることが必要である。社会全体で支える観点から全額公費負担とすべき

藤原委員(日本経済団体連合会)

事業主負担については、未だ具体的な記載がない。子ども手当を事業主が負担することの根拠が示されていない。それが明らかにならない限り負担することに違和感がある。現金給付から現物給付へ舵を切り替えていただきたい。事業所内保育所については福利厚生の一貫として、職員のニーズに対応しているが、親の就労に対する支援であり、給付の対象なるよう検討していただきたい。また、ワーク・ライフ・バランスは、子育てだけでなく人材確保等さまざまな視点からの整理が必要。まずは、霞ヶ関からワーク・ライフ・バランスに取り組んでいただきたい。

古渡委員(NPO 法人全国認定こども園協会)

3歳未満児の保育や長時間利用については階層による保育料が設定されているが、3歳以上児の標準的な教育時間における利用者負担の格差をなくしていただきたい。小学校との連携接続は、どこに位置づけられるのか。

普光院委員(保育園を考える親の会)

まずは、総合こども園の経理において、新システム関係事業等以外に事業への繰り入れを認めないとしたことについて評価したい。一方、資料2の38頁において、個人給付であるこども園給付(仮称)に関して、給付された費用の流れについてどの程度チェックする仕組みとするかの記載があるが、こども園給付(仮称)は現物給付として子どもにきちんと届くまで確認できるような仕組みがないと、この制度そのものへの不信感となる。監査は事業主体にかかわらず厳密に行っていただきたい。また、資料1の15頁にある需給調整において新規指定の申請が競合した場合、特別な機能を有する場合は考慮するとされているが、特別な機能について夜間保育、病児保育等と記載されているが、これは一面的であり、発達支援や養育困難家庭への支援など福祉的な要素が必要ではないか。

公的契約において退園通告ができる理由は限定的とする仕組みが必要である。新システムでの応諾義務は幼稚園にとっては初めての体験であり、直接保育料収入は保育園にとって初めての体験であり子どもの利益が損なわれないようすることが大事。こども園(仮称)において事故等が発生した時は、第三者委員による公平な調査を行うことを都道府県に務付ける。また、放課後児童クラブの基準は、案の2を支持する。待機児児童がいる場合は当該市町村全体で従来と同様の入園申請手続きになると考えて良いか。

菅原委員(全国私立保育園連盟)

ワーク・ライフ・バランスは、家族の役割分担や家族観が変化するなかで働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの実現が必要。次世代育成支援法以後の取り扱いを検討いただきたい。こども園給付(仮称)における他会計への繰り入れや余剰金の配当を、株式会社のみ認めることはイコールフットングの考え方に矛盾する。また、私学助成は、こども園給付(仮称)に含め事業主体によって名称・制度が異なるような補助制度を残すべきではなく、新システムとして一体化した制度として検討されるべき。

給食については、食育基本法のとおり未満児には自園での調理による給食の提供を義務化させるべき。こども指針(仮称)WTでの検討が反映されていない。早急にこども指針(仮称)WTを再開させ、ことばの定義や用語の整理を行うことが必要。幼稚園の移行期間はどれくらいか。幼稚園のみ自由度を残すことは問題であり、幼稚園における保育機能を制度の施行に向けて切れ目のないよう取り組んでいけるようなムード作りをしていただきたい。国の所管については、所管する項目とゴールを明記することが大事である。

金山委員(NPO 法人ママーズネット)

用語の使い方について、学校教育と幼児教育という用語が資料1の21頁と45頁にある。意図的に使

い分けているのであればその違いが判る記載としてほしい。資料1の9頁にある子どもと家庭の状況に応じた子ども・子育て支援について、様々な状況とは一人親家庭や在宅家庭も該当するのでそういった状況について加筆することも検討していただきたい。

国立大学付属幼稚園の今後のあり方はどうなるのか、新システムですべての子どもを対象としているのであれば整理が必要。付属幼稚園は幼児期の調査等教育研究機関としての位置づけもあることから総合こども園（仮称）と乖離しないよう責任の所在を明確にしていただきたい。

小田委員(国立特別支援教育総合研究所)

オブザーバー参加は立ち位置がわかりにくい。幼保一体化WTやこども指針（仮称）WTでは哲学を持って議論して、ある程度の方向性を決めてきたことが、このWTでは違った方向に見えてくる。1条学校としての位置づけられることで取り組んできた。資料説明のあった市町村の先駆的な取り組みのように法律を変えなくても、哲学があればできるものもある。保育と教育をより明確しながら幼稚園、小中高等学校、大学までつながっている学校教育への冒涇とならないかブリーフィングが必要ではないか。総合こども園（仮称）をつくることを反対するものでないが、だれもが平等でより豊かな質の向上のある取り組みについて、学校教育としてやっていけるのか、次回までに整理していただきたい。

園田座長

ご指摘いただいたものについて、次回お示ししたい。180度違う方向に向かっているわけではないことをご理解いただきたい。今国会で社会保障と税の一体改革と連動させる形で提出できるようにしたいと考えており、ご協力をお願いしたい。

児童虐待の防止に関し総務省が厚労省・文科省に改善勧告

総務省は、児童虐待防止に関する政策についての政策評価を初めて実施し、その結果を取りまとめ、1月20日に厚生労働省および文部科学省に対し、国や地方自治体による児童虐待の早期発見や予防策が不十分として、(1)児童虐待の発生予防に係る取り組みの推進、(2)児童虐待の早期発見に係る取り組みの推進、(3)児童虐待の早期対応から保護・支援に係る取り組みの推進、(4)関係機関の連携強化（要保護児童対策地域協議会の活性化）について必要な改善措置を勧告しました。

児童虐待の早期発見に係る取り組みの推進については、調査を行った17保育所および42小・中学校で、虐待のおそれを認識しながら、児童相談所などに通告していない事例や通告まで1か月以上要している事例があり、通告しなかった、または、通告までに長期間を要した理由として、当該保育所は「児童虐待の確証が得られなかったこと」等をあげています。虐待の確証がなくても児童虐待のおそれを発見した場合は通告しなければならないという児童虐待防止法の趣旨が徹底されていないとし、総務省は厚生労働省に市町村に対し、保育所における速やかな通告を徹底するよう要請することを求めています。

表 児童相談所等に通告していない事例および通告までに1か月以上要した事例

区 分	保育所	小・中学校
通告していない事例	5保育所、8事例	6小・中学校、15事例
通告なでに1か月要した事例	25事例中3事例(12.0%)	75事例中7事例(9.3%)

詳しくは、次のホームページを参照してください。

総務省 > 報道発表 > 2012年1月20日児童虐待の防止等に関する政策評価・評価の結果及び勧告
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/53256.html